

議会議案第4号

四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

次のとおり四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求
める。

令和6年3月19日 提出

提出者 四條畷市議会議員

土井 一慶

長畑 浩則

若松 正治

吉田 裕彦

提案理由

四條畷市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、四條畷市議会基本条例第22条の規定に
基づき、議員報酬額を改正したく、本案を提案した。

四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年条例第15号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表中「590,000円」を「560,000円」に改め、「555,000円」
を「500,000円」に改め、「530,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。